

岡山県公報

発行
岡山県
岡山市内山下
二丁目4番6号

監 査 公 表

●岡山県監査公表第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第一項の規定により、平成二十年八月二十九日付けで、請求人特定非営利活動法人市民オンブズマンおかやま代表者代表幹事重田龍三から提出のあった岡山県職員措置請求に基づいて監査を行い、岡山県知事にした勧告に対し、同条第九項の規定により、岡山県知事からその措置結果について通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成二十一年一月六日

岡山県監査委員	伊 藤 文 夫
岡山県監査委員	三 原 誠 介
岡山県監査委員	石 村 道 雄
岡山県監査委員	大 森 礼 子
記	

税第 3 9 2 号
平成20年12月25日

岡山県代表監査委員 石 村 道 雄 様

岡山県知事 石 井 正 弘

岡山県職員措置請求に係る監査委員の勧告に
対する措置について
(通知)

平成20年10月27日付岡監発第78号による勧告を踏まえ、平成17年6月23日に行った不動産取得税に係る延滞金の免除、同年7月8日に行った過課納金還付処分及び当該処分に係る支出命令を取り消すとともに、平成20年12月24日付けで、還付を受けた納税者に対し、当該還付額に係る不当利得229,542円の返還を請求したところ、同日、その全額が返還されましたので、地方自治法第242条第9項の規定に基づき通知します。